

周南市地域防災計画本編・震災対策編【令和6年改訂（案）】新旧対照表

目次

- 1 山口県地域防災計画修正に伴うもの【本編】・・・P. 1
【震災対策】・・・P. 16
- 2 その他関係等からの意見を踏まえたもの【本編】・・・P. 18
【震災対策編】・・・P. 29
- 3 市の機構改編に伴うもの【本編】・・・P. 33

「周南市地域防災計画本編・震災対策編【令和6年改訂（案）】」新旧対照表

旧	新								
1 山口県地域防災計画修正に伴うもの 【本編】 第1編 総則 第1章 計画の方針 第5節 防災関係機関機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置 指定公共機関 (1-1-6) <table border="1"> <tr> <th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社 (<u>広島支社</u>)</td><td> (1) 列車の運転規制に関すること。 (2) 旅客の避難、救護に関すること。 (3) 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 (4) 災害時における、鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 (5) 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。 </td></tr> </table> 第6章 産業災害の予防 第2節 危険物等災害予防 第7項 放射性物質の災害予防対策 (2-6-13) (放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律、電離放射線障害防止規則) 放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び汚染されたものの廃棄、その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止する。 また、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生及び事故による被害の拡大を防止する。 第8章 交通災害の予防 第1節 海上災害の予防 第1項 海上災害予防対策 (2-8-1)	機関の名称	事務又は業務の大綱	西日本旅客鉄道株式会社 (<u>広島支社</u>)	(1) 列車の運転規制に関すること。 (2) 旅客の避難、救護に関すること。 (3) 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 (4) 災害時における、鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 (5) 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。	1 山口県地域防災計画修正に伴うもの 【本編】 第1編 総則 第1章 計画の方針 第5節 防災関係機関機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置 指定公共機関 <table border="1"> <tr> <th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社 (<u>中国統括本部</u>) (<u>山陽新幹線統括本部</u>)</td><td> (1) 列車の運転規制に関すること。 (2) 旅客の避難、救護に関すること。 (3) 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関するこ と。 (4) 災害時における、鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 (5) 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。 </td></tr> </table> 第6章 産業災害の予防 第2節 危険物等災害予防 第7項 放射性物質の災害予防対策 (放射性同位元素等<u>の規制</u>に関する法律、電離放射線障害防止規則) 放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び汚染されたものの廃棄、その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止する。 また、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生及び事故による被害の拡大を防止する。 第8章 交通災害の予防 第1節 海上災害の予防 第1項 海上災害予防対策	機関の名称	事務又は業務の大綱	西日本旅客鉄道株式会社 (<u>中国統括本部</u>) (<u>山陽新幹線統括本部</u>)	(1) 列車の運転規制に関すること。 (2) 旅客の避難、救護に関すること。 (3) 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関するこ と。 (4) 災害時における、鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 (5) 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
機関の名称	事務又は業務の大綱								
西日本旅客鉄道株式会社 (<u>広島支社</u>)	(1) 列車の運転規制に関すること。 (2) 旅客の避難、救護に関すること。 (3) 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 (4) 災害時における、鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 (5) 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。								
機関の名称	事務又は業務の大綱								
西日本旅客鉄道株式会社 (<u>中国統括本部</u>) (<u>山陽新幹線統括本部</u>)	(1) 列車の運転規制に関すること。 (2) 旅客の避難、救護に関すること。 (3) 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関するこ と。 (4) 災害時における、鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 (5) 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。								

- 2 山口運輸支局（徳山庁舎）、徳山海上保安部（港長）、港湾・漁港管理者
- (1) 海上交通安全のための情報の充実
- ① 海図、水路書誌等水路図誌の整備を図る。
- ② 水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図る。

第9章 災害救助物資・財源の確保

第1節 災害救助物資の確保

第1項 食料の確保 (2-9-1)

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

- (1) 主食系として、米及び乾パンについて、山口農政事務所地域第二課等と連携し、災害が発生した場合、直ちに供給できるよう、体制を整備しておく。
- (2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫量又は製造能力）の把握に努める。
- ・ 精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰等

第3編 災害発生に備える

第1章 市の体制

第2節 災害対策総合連絡本部

第1項 設置機関 (3-1-4)

- (1) ～ (4) 省略
- (5) 西日本旅客鉄道(株)広島支社長又はその指名する者・・・J Rの事故の場合

第3節 市の備災活動

第5項 市の事務分掌 別表1(3-1-24)

部 (部長)	班 (班 長)	担当課	班 の 所 掌 事 務
文教対策部 (教育長) (教育部長)	学校教育班 (学校教育課 長)	学校教育課 学校給食課	4 応急教育に関すること 5 被災児童生徒に対する医療防 疫及び給食等に関すること

- 2 山口運輸支局（徳山庁舎）、徳山海上保安部（港長）、港湾・漁港管理者
- (1) 海上交通安全のための情報の充実
- ① 海図、水路書誌等水路図誌の整備を図る。
- ② 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図る。

第9章 災害救助物資・財源の確保

第1節 災害救助物資の確保

第1項 食料の確保

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

- (1) 主食系として、米及び乾パンについて、山口農政事務所地域第二課等と連携し、災害が発生した場合、直ちに供給できるよう、体制を整備しておく。
- (2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫量又は製造能力）の把握に努める。
- ・ 精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、食物アレルギー対応食品等

第3編 災害発生に備える

第1章 市の体制

第2節 災害対策総合連絡本部

第1項 設置機関

- (1) ～ (4) 省略
- (5) 西日本旅客鉄道(株)中国統括本部長又はその指名する者・・・J Rの事故の場合

第3節 市の備災活動

第5項 市の事務分掌 別表1

部 (部長)	班 (班 長)	担当課	班 の 所 掌 事 務
文教対策部 (教育長) (教育部長)	学校教育班 (学校教育課 長)	学校教育課 学校給食課	4 <u>ICT機器等を活用した応 急教育の実施に関すること</u> 5 被災児童生徒に対する医療 防疫及び給食等に関すること

第2章 災害情報の収集・伝達

第1節 気象警報・注意報等(3-2-1)

特別警報・警報・注意報等の概要

種 類	概 要
記録的短時間 大雨情報	大雨警報発表中に、 <u>キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、</u> 気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

第2章 災害情報の収集・伝達

第1節 気象警報・注意報等

特別警報・警報・注意報等の概要

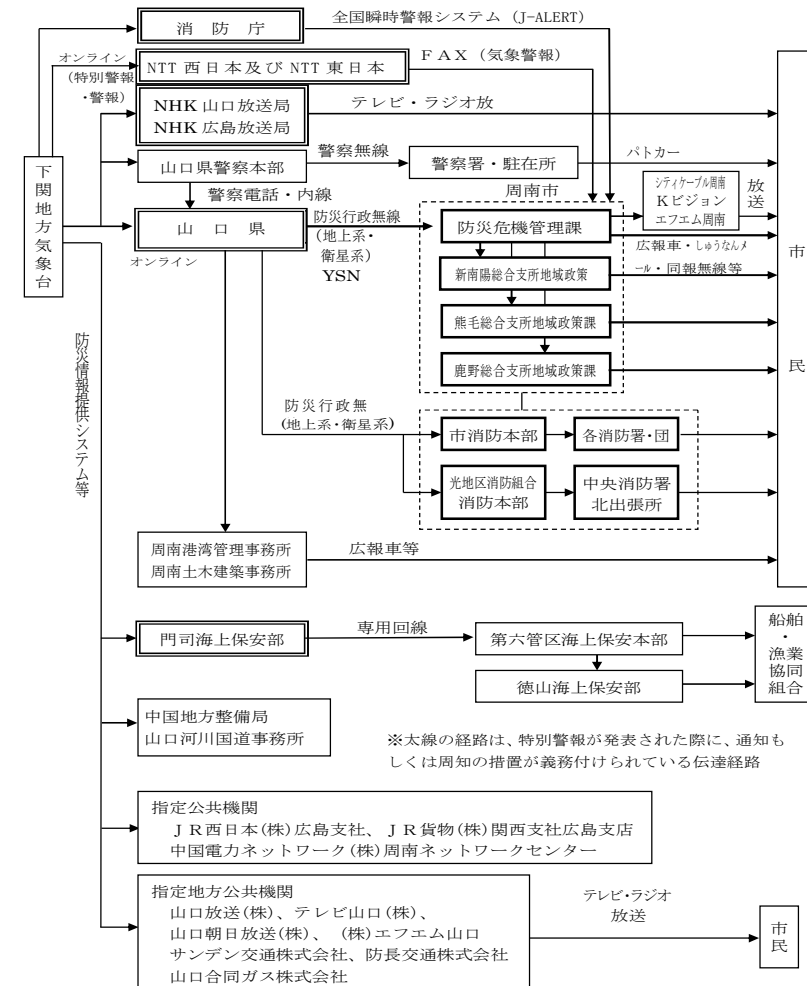
種 類	概 要
記録的短時間 大雨情報	大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測 <u>又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、</u> 気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

第2節 災害情報計画

第1項 特別警報発表・警報・注意報等及び気象情報の伝達

1 気象台から市民までの伝達系統図 (3-2-5)

気象台から市民までの伝達系統図

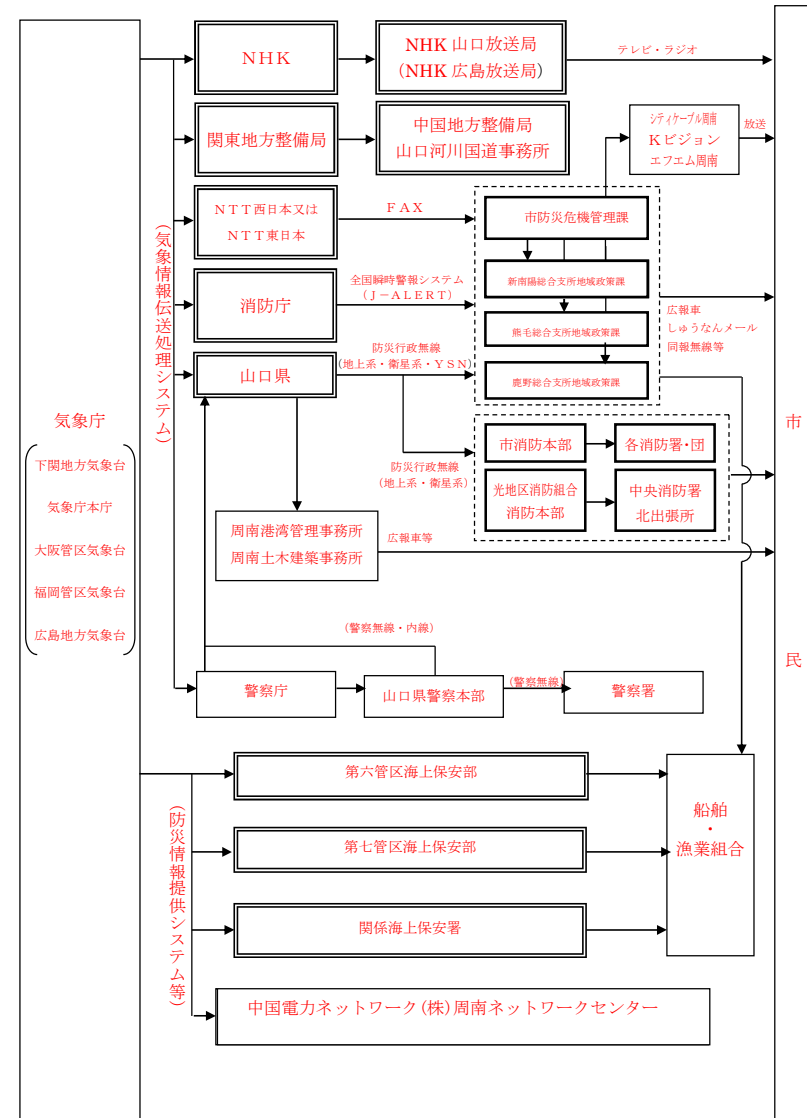


第2節 災害情報計画

第1項 特別警報発表・警報・注意報等及び気象情報の伝達

1 気象台から市民までの伝達系統図

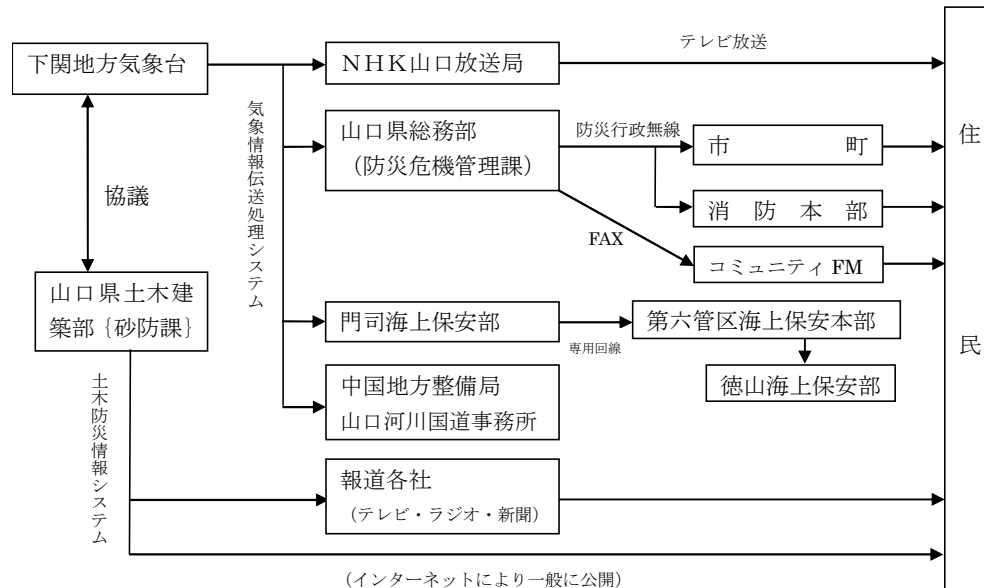
1 気象台から市民までの伝達系統



第4項 土砂災害警戒情報

8 土砂災害警戒情報の伝達 (3-2-13)

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



第5章 避難計画

第1節 避難指示等

第4項 避難順位の一般基準 (3-5-6)

- (1) 病弱者、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦
- (2) 乳児、幼児、児童
- (3) 女性
- (4) 外国人、旅行者
- (5) その他の者
- (6) 防災従事者

第2節 避難所の設置運営

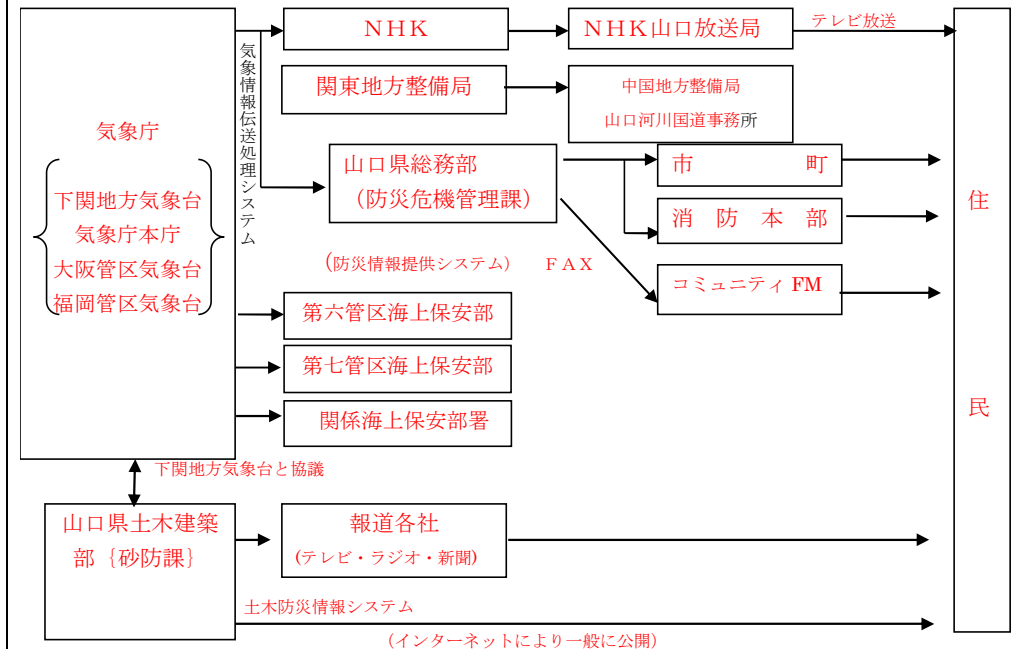
第1項 避難所の開設・運営

2 避難所の管理・運営 (3-5-8)

第4項 土砂災害警戒情報

8 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



第5章 避難計画

第1節 避難指示等

第4項 避難順位の一般基準

避難は要配慮者を優先するものとする。

第2節 避難所の設置運営

第1項 避難所の開設・運営

2 避難所の管理・運営

- (1) ~ (7) 省略

(1) ～ (7) 省略 (8) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。 (9) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。 (10) 新型コロナウイルス感染症等の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた避難所運営が必要となる。 避難者の受入時には体調の聞き取りを行い、他の避難者との間隔を広めに確保するよう誘導し、避難者が増えてきた場合には、避難所用のテント等を活用する。 第3節 平常時からの備え 第1項 避難場所及び避難所の選定・整備及び広報 7 避難所の整備 (3-5-11) (1) ～ (3) 省略 (4) 避難所での備蓄 食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資 第7章 火災対策 第1節 火災の防御 第3項 消防活動 5 市民に対する安全対策 (3-7-6) (2) 避難指示等 ③避難場所・避難誘導 イ 避難順位 火災現場の風下に位置する市民のうち、<u>病弱者、高齢者、障害者、子ども、女性</u>を優先する。 第4編 災害時の対応 第2章 要配慮者の支援 第1節 避難誘導・避難所の管理等	(8) <u>避難所においては、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u> (9) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。 (10) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。 (11) <u>新型コロナウイルス感染症等の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた避難所運営が必要となる。</u> 避難者の受入時には体調の聞き取りを行い、他の避難者との間隔を広めに確保するよう誘導し、避難者が増えてきた場合には、避難所用のテント等を活用する。 第3節 平常時からの備え 第1項 避難場所及び避難所の選定・整備及び広報 7 避難所の整備 (1) ～ (3) 省略 (4) 避難所での備蓄 食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、<u>再生可能エネルギーの活用を含めた</u>非常用電源等 第7章 火災対策 第1節 火災の防御 第3項 消防活動 5 市民に対する安全対策 (2) 避難指示等 ③避難場所・避難誘導 イ 避難順位 火災現場の風下に位置する市民のうち、<u>要配慮者</u>を優先する。 第4編 災害時の対応 第2章 要配慮者の支援 第1節 避難誘導・避難所の管理等
--	--

第2項 避難所の設置・運営（4-2-1）

市は、避難所の設置・運営にあたり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した適切な対応を行う。

県は、市からの応援要請に基づき、広域的な福祉支援及び必要な福祉人材の派遣を行う。

1 避難所の管理（4-2-2）

- (5) 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児・介護用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。

第3節 平常時からの備え

第5項 避難所対策（4-2-9）

市は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。

また、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

(1) ～ (3) 略

第2項 避難所の設置・運営

市は、避難所の設置・運営にあたり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した適切な対応を行う。

県は、市からの応援要請に基づき、山口県災害福祉ネットワーク協議会と調整しDWATの派遣を行う。

1 避難所の管理

- (5) 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児・介護用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

第3節 平常時からの備え

第5項 避難所対策

市は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。

また、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

(1) ～ (3) 略

(4) 災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣チーム（DWAT）の運用にかかわる体制の整備に努める。

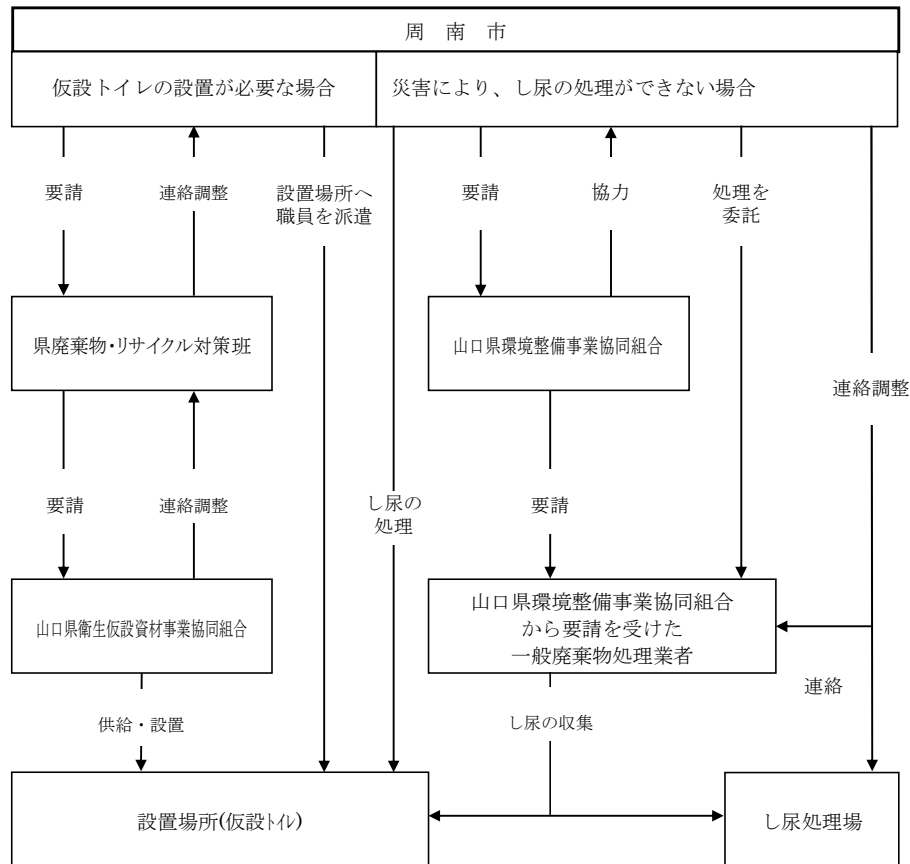
第3章 保健衛生・動物愛護管理

第3節 災害廃棄物等処理

第2項 し尿処理 (4-3-16)

4 処理体制の整備

(2) 対策系統



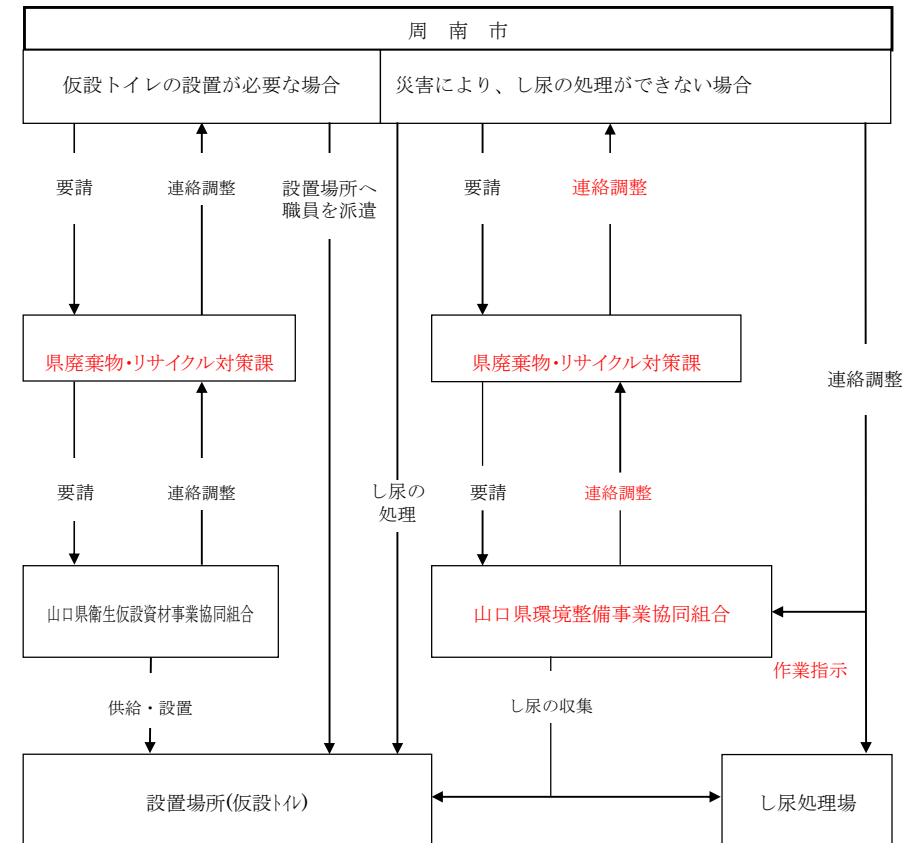
第3章 保健衛生・動物愛護管理

第3節 災害廃棄物等処理

第2項 し尿処理

4 処理体制の整備

(2) 対策系統



4章 食料・飲料水及び生活必需品の供給

第1節 食料の供給

第1項 食料の供給体制

2 副食等の供給（4-4-2）

(1) 市は、災害の状況に応じ、次の食料についてＪＡ等関係団体から調達を行う。

パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品等

第5章 緊急輸送活動

第3節 輸送車両等の確保

第2項 調達（4-5-7）

4 市所有輸送力以外による輸送

市の輸送力に対応できないときは、次の措置を講じる。

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関、民間業者等に対する協力要請

機関名	部 署	輸送区分	連絡先
西日本旅客鉄道株式会社	広島支社	人員	082-264-6311
日本貨物鉄道株式会社	広島支店	物資	082-264-0806
防長交通株式会社	本社営業部	人員	0834-22-7836
中国ＪＲバス株式会社	周防営業所	人員	0833-71-0057
サンデン交通株式会社	本社自動車部	人員	0832-22-0924 22-0851（夜間）
日本通運株式会社	周南支店	物資	0834-63-2111

第6節 臨時ヘリポートの設定

第1項 臨時ヘリポートの設定（4-5-15）

3 臨時ヘリポートの選定条件

4章 食料・飲料水及び生活必需品の供給

第1節 食料の供給

第1項 食料の供給体制

2 副食等の供給

(1) 市は、災害の状況に応じ、次の食料についてＪＡ等関係団体から調達を行う。

パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品、食物アレルギー一対応食品等

第5章 緊急輸送活動

第3節 輸送車両等の確保

第2項 調達

4 市所有輸送力以外による輸送

市の輸送力に対応できないときは、次の措置を講じる。

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関、民間業者等に対する協力要請

機関名	部 署	輸送区分	連絡先
西日本旅客鉄道株式会社	中国統括本部	人員	082-264-6311
日本貨物鉄道株式会社	広島支店	物資	082-264-0806
防長交通株式会社	本社運行管理部	人員	0834-22-7836
中国ＪＲバス株式会社	周防営業所	人員	0833-71-0057
サンデン交通株式会社	本社自動車部	人員	0832-22-0924 22-0851（夜間）
日本通運株式会社	周南支店	物資	0834-63-2111

第6節 臨時ヘリポートの設定

第1項 臨時ヘリポートの設定

3 臨時ヘリポートの選定条件

臨時ヘリポートの選定条件としては、概ね次の要件を満たすものであることとする。

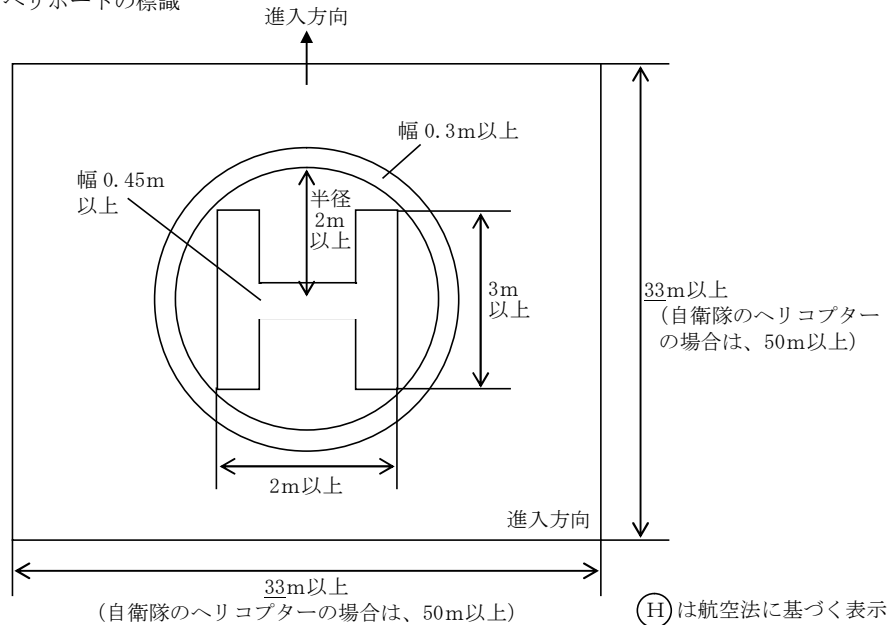
具体的事項	備 考
4 ヘリコプターの進入路及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 ・消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約 33m 以内は平坦で障害物がないこと。 ・自衛隊のヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約 50m 以内は平坦で、障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約 100m 以内は高さ 12m 以上の障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約 150m 以内は高さ 20m 以上の障害物がないこと。

第2項 臨時ヘリポート設置作業 (4-5-16)

1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げる。

(1) ヘリポートの標識



臨時ヘリポートの選定条件としては、概ね次の要件を満たすものであることとする。

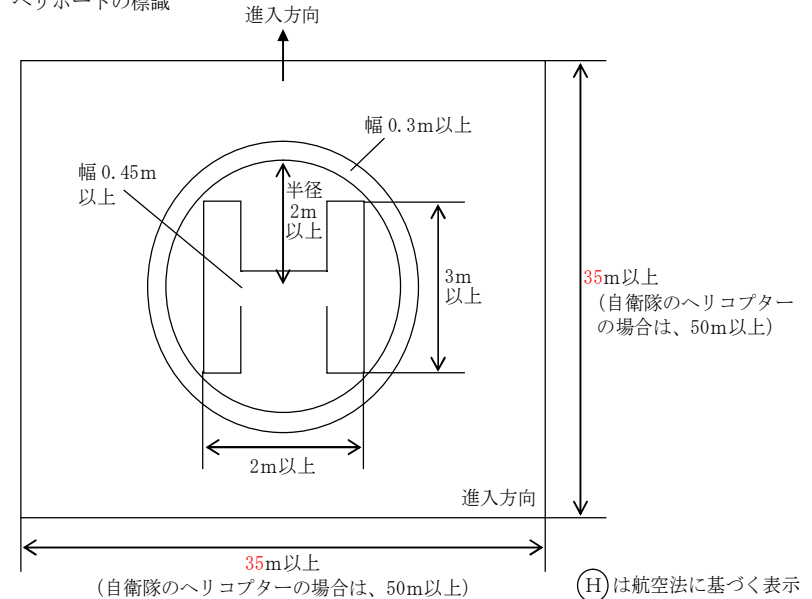
具体的事項	備 考
4 ヘリコプターの進入路及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 ・消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約 <u>35</u>m 以内は平坦で障害物がないこと。 ・自衛隊のヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約 50m 以内は平坦で、障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約 100m 以内は高さ 12m 以上の障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約 150m 以内は高さ 20m 以上の障害物がないこと。

第2項 臨時ヘリポート設置作業

1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げる。

(1) ヘリポートの標識



第6章 防災関係機関相互の連携

第2節 平時からの備え

第6項 海上保安部との連携体制（4-6-7）

海上での災害、海上輸送等における応急対策活動が円滑に実施できるよう、徳山海上保安部との間の連携体制を整備しておく。

・徳山海上保安部 0834-31-0110（代表電話）

※担当【全】防災危機管理課、消防本部

第7章 自衛隊の災害派遣要請

第1項 災害派遣のケース及び活動内容

2 派遣先での活動内容（4-7-2）

炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水の実施
--------	------------------

第6章 防災関係機関相互の連携

第2節 平時からの備え

第6項 海上保安部との連携体制

海上での災害、海上輸送等における応急対策活動が円滑に実施できるよう、徳山海上保安部との間の連携体制を整備しておく。

・徳山海上保安部 0834-31-0110（代表電話）

[0834-21-4999](tel:0834-21-4999)（緊急情報専用）

[10-225-2](tel:10-225-2)（防災無線（地上系））

※担当【全】防災危機管理課、消防本部

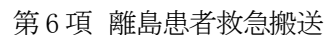
第7章 自衛隊の災害派遣要請

第1項 災害派遣のケース及び活動内容

2 派遣先での活動内容

給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する
-------------	-------------------------

1 災害派遣要請(要求)系統図 (4-7-3)

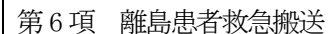


4 ヘリポートの整備及び管理 (4-7-7)

(3) 進入時の障害物除去

救難用ヘリコプターが着陸進入するときの最低進入安全角度は、水平に対し約 12 度である（ただし、進入速度が低速域にある時のみ。（下図参照）。従って、着陸地の設定時、200m 以内に高さ 25m 以上の障害物がないように考慮する必要がある。

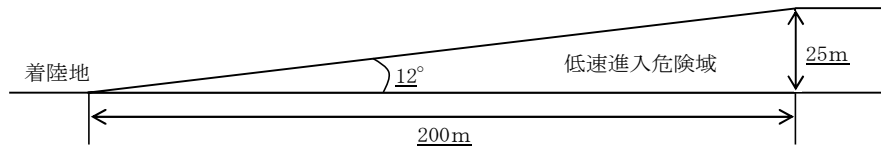
1 災害派遣要請（要求）系統図



4 ヘリポートの整備及び管理

(3) 進入時の障害物除去

救難用ヘリコプターが着陸進入に関して、着陸地の設置時、250m以内に高さ 62.5 m以上の障害物がないように考慮する必要がある。(下図参照)



第10章 ボランティア活動の支援

第2節 災害発生時の支援

第2項 一般ボランティアの支援 (4-10-2)

1 県災害ボランティアセンターの設置

(2) ボランティアコーディネーター等の募集及び派遣

2 略

3 その他の市町社会福祉協議会 (4-10-3)

(2) コーディネーターの派遣

第5編 応急復旧

第1章 ライフライン施設の応急復旧

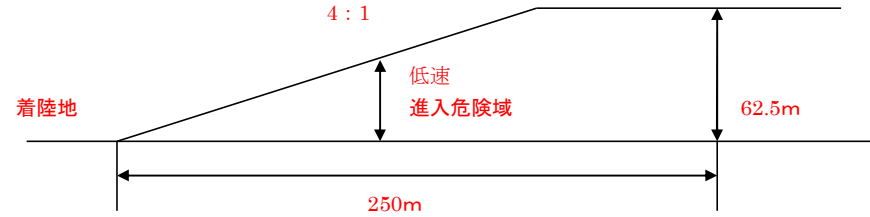
第1節 電力施設

第1項 中国電力ネットワーク株式会社が実施すべき応急対策

2 災害発生時の防災体制 (5-1-1)

① 防災体制発令の考え方 (山口ネットワークセンター)

区 分	発 令 基 準
警戒体制	ア 担当区域に一定の被害が予測される場合
	イ 担当区域に被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合



第10章 ボランティア活動の支援

第2節 災害発生時の支援

第2項 一般ボランティアの支援

1 県災害ボランティアセンターの設置

(2) ボランティアセンター運営スタッフ等の募集及び派遣

2 略

3 その他の市町社会福祉協議会

(2) ボランティアセンター運営スタッフの派遣

第3節 平常時からの備え

第3項 ボランティアセンター運営スタッフの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、ボランティアの活動調整等を行うボランティアセンター運営スタッフの役割が重要であり、市は、関係団体と連携しその養成を図る。

第5編 応急復旧

第1章 ライフライン施設の応急復旧

第1節 電力施設

第1項 中国電力ネットワーク株式会社が実施すべき応急対策

2 災害発生時の防災体制

① 防災体制発令の考え方 (山口ネットワークセンター)

区 分	発 令 基 準
警戒体制 (災害準備対策室)	・ <u>台風等が接近し、サービス区域に一定の被害が予測される場合</u> ・ <u>山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合</u>

非常体制	ア 担当区域に大規模な被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合
特別非常体制	ア 担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど、社会的影響が非常に大きい場合

第2項 県営電力施設が実施すべき応急対策

2 応急対応 (5-1-4)

① 発災直後の保安

発電所に係る災害が発生した場合、各発電所の操作マニュアル・給電協定書による操作を行い、二次災害の発生を防止するとともに、水力設備・機械設備・土木設備等の保全に努める

第2節 ガス施設

第1項 ガス事業者(旧一般ガス事業者)の応急対策

応急対策(5-1-6)

(2) ガス事業者は、経済産業省の「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」に基づき災害の発生防止に関し、相互に連携・協力を努める。

第2項 ガス事業者(旧簡易ガス事業者)の応急対策

(2) (社)日本簡易ガス協会中国支部の「簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。

	・非常体制が発令された事業所がある場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合
非常体制 (災害対策室)	・山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・特別非常体制が発令された事業所がある場合
特別非常体制 (特別災害対策室)	・サービス区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなどの社会的影響が非常に大きい場合 ・山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合

第2項 県営電力施設が実施すべき応急対策

2 応急対応

① 発災直後の保安

発電所に係る災害が発生した場合、各発電所の操作マニュアル・系統利用協定書による操作を行い、二次災害の発生を防止するとともに、水力設備・機械設備・土木設備等の保全に努める。

第2節 ガス施設

第1項 ガス事業者(旧一般ガス事業者)の応急対策

応急対策

(2) ガス事業者は、「災害時連携計画」に基づき、ガスの安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えることとし、事業者相互の連携・協力を努めるものとする。

第2項 ガス事業者(旧簡易ガス事業者)の応急対策

(2) (社)日本簡易ガス協会中国支部の「中国支部コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要領」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。

第3章 応急住宅対策

第2節 被災住宅の応急修理

第3項 応急修理の方法、基準（5-3-4）

2 修理の期間

- (1) 災害発生の日から 1 ヶ月以内に完成させる。
- (2) 1 ヶ月の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事（厚政課）は、内閣総理大臣に特別基準（期間延長）の協議を行う。

第7編 雪害及びその他の災害対策

第1章 雪害対策

第1節 道路・鉄道の除雪

第1項 除雪実施機関（7-1-1）

積雪時における交通確保のための除雪対策は、次の機関が実施する。

種 別	除雪実施機関
鉄道	西日本旅客鉄道株式会社 <u>広島支社</u> 日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

第3項 鉄道除雪対策（7-1-3）

西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店は、積雪時には、自社の除雪計画に基づき、除雪を実施する。

第3章 交通災害対策

第3節 陸上交通災害対策

第3項 鉄道災害、運転事故対策（7-3-17）

第5編第2章第3節「鉄道施設」参照

1 応急対策実施機関

(1) 鉄道

西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

第3章 応急住宅対策

第2節 被災住宅の応急修理

第3項 応急修理の方法、基準

2 修理の期間

- (1) 災害発生の日から 3 ヶ月（災害対策基本法第24条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては 6 ヶ月以内）以内に完成させるものとする。
- (2) 期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事（厚政課）は、内閣総理大臣に特別基準（期間延長）の協議を行う。

第7編 雪害及びその他の災害対策

第1章 雪害対策

第1節 道路・鉄道の除雪

第1項 除雪実施機関（7-1-1）

積雪時における交通確保のための除雪対策は、次の機関が実施する。

種 別	除雪実施機関
鉄道	西日本旅客鉄道株式会社 <u>中国統括本部</u> 日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

第3項 鉄道除雪対策

西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店は、積雪時には、自社の除雪計画に基づき、除雪を実施する。

第3章 交通災害対策

第3節 陸上交通災害対策

第3項 鉄道災害、運転事故対策

第5編第2章第3節「鉄道施設」参照

1 応急対策実施機関

(1) 鉄道

西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線統括本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

【震災対策編】

第1編 総則

第2章 周南市の地震環境と地盤

第1節 地震活動環境

第1項 活断層（1-2-1）

(省略)

第2項 地震活動

第2節 地盤挙動

別図1（1-2-3）

(省略)

第3編 災害発生に備える

第2章 災害情報の収集・伝達

第2節 災害情報の収集・伝達

第2項 関係機関による措置事項（3-2-5）

1 気象台の措置事項

④ 緊急地震速報の発表等

気象庁は最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（*））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

下関地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

⑤ 地震情報の種類とその内容（3-2-6）

地震発生後新しいデータが入るに従って順次以下のような情報を発表している。

各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、震源やその規模を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合はその地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
-------------	-------	---

【震災対策編】

第1編 総則

第2章 周南市の地震環境と地盤

第1節 地震活動環境

第1項 活断層

(削除)

第1項 地震活動

第2節 地盤挙動

別図1

(削除)

第3編 災害発生に備える

第2章 災害情報の収集・伝達

第2節 災害情報の収集・伝達

第2項 関係機関による措置事項

1 気象台の措置事項

④ 緊急地震速報の発表等

気象庁は最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（*））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

下関地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

⑤ 地震情報の種類とその内容

地震発生後新しいデータが入るに従って順次以下のような情報を発表している。

各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、震源やその規模を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合はその地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
-------------	-------	---

	遠隔地地震に関する情報	国外発生地震について以下のいずれかの場合 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で大規模な地震を観測した場合	地震の発生時刻、震源やその規模を、概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表			報)」で発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報を発表		<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	<u>震度1以上を観測した地震のうち長周期地振動階級1以上を観測した場合</u> <u>地域毎の震度の最大値・長周期地振動階級の最大値のほか、地点毎の長周期地振動階級や長周期振動の周期別階級等を発表。</u>
	<u>推計震度分布図</u>	<u>震度 5 弱以上</u>	<u>観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度(4以上)を図情報として発表</u>		<u>推計震度分布図</u>	<u>震度 5 弱以上</u> <u>観測した各地の震度データをもとに、250 m四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。</u>
	遠隔地地震に関する情報	国外発生地震について以下のいずれかの場合 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で大規模な地震を観測した場合	地震の発生時刻、震源やその規模を、概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表			
	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報を発表			

⑥ 地震活動に関する解説資料等 (3-2-6)			⑥ 地震活動に関する解説資料等		
解説資料等の種類	発表基準	内 容	解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (速報版) ※ホームページでの発表をしていない。	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合は、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。	地震解説資料 (速報版) (削除)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度4以上を(ただし、地震が頻発している場合は、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
2 その他関係機関等からの意見を踏まえたもの			2 その他関係機関等からの意見を踏まえたもの		
【本編】			【本編】		
第2編 平常時からの備え			第2編 平常時からの備え		
第4章 火災の予防			第4章 火災の予防		
第1節 一般火災予防			第1節 一般火災予防		
第5項 消防力の充実・強化 (2-4-7)			第5項 消防力の充実・強化		
4 消防設備等の充実・強化			4 消防設備等の充実・強化		
(2) 化学消火剤の備蓄			(2) 化学消火剤の備蓄		
化学消火剤の整備充実に努める。			化学消火剤の整備充実に努める。		
※参考資料 … 消防本部・消防団の機構及び組織〔資料編1-6〕			※参考資料 … 消防本部・消防団の機構及び組織〔資料編1-6〕		
消防通信〔資料編6-8〕			消防通信〔資料編6-8〕		
消防ポンプ自動車等現有台数〔資料編8-4〕			消防ポンプ自動車等現有台数〔資料編8-4〕		
消防水利の現状〔資料編8-5〕			消防水利の現状〔資料編8-5〕		
周南地区化学消火剤共同備蓄会規約〔資料編8-8〕			(削除)		
第2節 林野火災予防 (2-4-8)			第2節 林野火災予防		
林野は、古くより木材その他の林産物の供給、水資源の確保、自然景観、健康保養の場として、市民生活に大きく貢献している。林野火災が一旦発生すると、これらの役割を担			林野は、古くより土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収、木材その他の林産物の供給、水資源の確保、自然景観、健康保養の場として、市民生活に大きく貢献している。林野		

う森林資源を短時間のうちに焼失し、その回復には長い年月と多大の労力を費やし、社会的損失が極めて大きなものとなるおそれがある。

このため、市及び森林関係者は、林野火災発生防止について必要な予防対策を推進する。

第1項 出火防止対策の推進（2-4-9）

(2) 発生原因別対策

対象	対策内容
山林内事業者 (作業) 対策	山林内において事業を営む者又は造林、伐採等の作業を実施する者は、次の体制をとる。 ア～ウ 省略 エ 道路整備等山林内で事業を行う者は、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずる。

第6章 産業災害の予防

第2節 危険物等災害予防

第2項 石油類等の災害予防対策（消防法、労働安全衛生法）（2-6-7）

2 石油類等の危険物及び危険物施設の現況

市内には、瀬戸内海沿岸の工業地帯を中心として、危険物製造所等が 2,165 存在（令和5年1月1日現在）している。

※参考資料 … 危険物製造所・貯蔵所・取扱所等所在数〔資料編 11-1〕

特定事業所の概要（石油コンビナート特別防災区域）〔資料編 11-2〕

第3項 火薬類の災害予防対策（火薬類取締法、労働安全衛生法）（2-6-9）

2 火薬の製造所、販売所、貯蔵所の現況

(2) 火薬庫所在状況

庫所在状況	1級	2級	3級	実包	煙火	業者数
徳山地域	4	2	1	1	1	5
新南陽地域	0	0	0	0	0	0
熊毛地域	0	0	0	0	0	0
鹿野地域	2	0	0	1	0	1

火災が一旦発生すると、これらの役割を担う森林資源を短時間のうちに焼失し、その回復には長い年月と多大の労力を費やし、社会的損失が極めて大きなものとなるおそれがある。

このため、市及び森林・林業関係者は、林野火災発生防止について必要な予防対策を推進する。

第1項 出火防止対策の推進

(2) 発生原因別対策

対象	対策内容
山林内事業者 (作業) 対策	山林内において事業を営む者又は造林、伐採等の作業を実施する者は、次の体制をとる。 ア～ウ 省略 エ 森林整備等山林内で作業を行う者は、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずる。

第6章 産業災害の予防

第2節 危険物等災害予防

第2項 石油類等の災害予防対策（消防法、労働安全衛生法）

2 石油類等の危険物及び危険物施設の現況

市内には、瀬戸内海沿岸の工業地帯を中心として、危険物製造所等が 2,130 存在（令和6年1月1日現在）している。

※参考資料 … 危険物製造所・貯蔵所・取扱所等所在数〔資料編 11-1〕

特定事業所の概要（石油コンビナート特別防災区域）〔資料編 11-2〕

第3項 火薬類の災害予防対策（火薬類取締法、労働安全衛生法）

2 火薬の製造所、販売所、貯蔵所の現況

(2) 火薬庫所在状況

庫所在状況	1級	2級	3級	実包	煙火	業者数
徳山地域	4	2	1	1	1	5
新南陽地域	0	0	0	0	0	0
熊毛地域	0	0	0	1	0	0
鹿野地域	2	0	0	1	0	1

第3篇 災害発生に備える
第2章 災害情報の収集・伝達
第1節 気象警報・注意報等 (3-2-1)
特別警報・警報・注意報等の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。大雨は命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮は避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。高潮は避難が必要とされる警戒レベル4に相当。大雨、洪水は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。大雨、洪水、高潮は避難に備え ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている高潮注意報の場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1に相当。
土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、山口

第3篇 災害発生に備える
第2章 災害情報の収集・伝達
第1節 気象警報・注意報等
特別警報・警報・注意報等の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。大雨は <u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する</u> 必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮は <u>危険な場所から</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。高潮は <u>危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル4に相当。大雨、洪水は高齢者等が <u>危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。大雨、洪水、高潮は避難に備え ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている高潮注意報の場合は高齢者等が <u>危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
土砂災害警戒情報	<u>市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼</u>

	県と気象庁が共同で発表する。実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
顕著な大雨に関する気象情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する山口県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に山口県「中部」などの地域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

特別警報発表基準

現象の種類	基 準	
波 浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	高浪になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	

警報・注意報発表基準一覧表（周南市）令和3年6月8日現在

	<u>ひ掛けられる情報で</u> 、山口県と <u>下関地方気象台</u> が共同で発表する。実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
顕著な大雨に関する気象情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する山口県気象情報」、「顕著な大雨に関する九州北部地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に山口県「中部」などの地域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が山口県「中部」などの地域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

特別警報発表基準

現象の種類	基 準	
波 浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	

警報・注意報発表基準一覧表（周南市）令和5年6月8日現在

警 報	洪水	単独基準	流域雨量指数	島地川流域＝ <u>23.3</u> 、錦川流域＝ <u>36.9</u> 、須々万川流域＝7.1、渋川流域＝17.6、富田川流域＝ <u>20.1</u> 、夜市川流域＝ <u>13.6</u> 、西光寺川流域＝7、笠野川流域＝6.9、中村川流域＝ <u>5.9</u> 、石光川流域＝7.6
		複合基準	流域雨量指数	夜市川流域＝12.2、西光寺川流域＝6.3、 <u>島田川流域＝28</u>
			表面雨量指数	夜市川流域＝8、西光寺川流域＝26、 <u>島田川流域＝8</u>
注 意 報	洪水	単独基準	流域雨量指数	島地川流域＝ <u>18.6</u> 、錦川流域＝ <u>29.4</u> 、須々万川流域＝5.6、渋川流域＝14、富田川流域＝ <u>16</u> 、夜市川流域＝ <u>10.8</u> 、西光寺川流域＝5.6、笠野川流域＝5.5、中村川流域＝ <u>4.7</u> 、石光川流域＝6
		複合基準	流域雨量指数	島地川流域＝ <u>14.9</u> 、錦川流域＝ <u>16</u> 、須々万川流域＝5.6、渋川流域＝14、富田川流域＝ <u>16</u> 、夜市川流域＝ <u>8.6</u> 、 <u>島田川流域＝19.9</u> 、西光寺川流域＝4.5、笠野川流域＝ <u>5.5</u> 、石光川流域＝6
			表面雨量指数	島地川流域＝9、錦川流域＝9、須々万川流域＝5、渋川流域＝5、富田川流域＝5、夜市川流域＝8、 <u>島田川流域＝8</u> 、西光寺川流域＝9、笠野川流域＝5、石光川流域＝ <u>5</u>
※平坦地とは概ね傾斜が 30 パーミル（1000 分率）以下で都市化率が 25 パーセント以上の地域				

警 報	洪水	単独基準	流域雨量指数	島地川流域＝ <u>22.8</u> 、錦川流域＝ <u>36.2</u> 、須々万川流域＝7.1、渋川流域＝17.6、富田川流域＝ <u>19.8</u> 、夜市川流域＝ <u>13.7</u> 、西光寺川流域＝7、笠野川流域＝6.9、中村川流域＝ <u>5.8</u> 、石光川流域＝7.6
		複合基準	(<u>表面雨量指数</u> 、 <u>流域雨量指数</u>)	<u>夜市川流域＝ (8, 12.3)、西光寺川流域＝ (26, 6.3)、島田川流域＝ (8, 27.9)</u>
		指定河川洪水予報による基準		<u>島田川水系島田川〔島田〕</u>
注 意 報	洪水	単独基準	流域雨量指数	島地川流域＝ <u>18.2</u> 、錦川流域＝ <u>28.9</u> 、須々万川流域＝5.6、渋川流域＝14、富田川流域＝ <u>15.8</u> 、夜市川流域＝ <u>10.9</u> 、西光寺川流域＝5.6、笠野川流域＝5.5、中村川流域＝ <u>4.6</u> 、石光川流域＝6
		複合基準	(<u>表面雨量指数</u> 、 <u>流域雨量指数</u>)	<u>島地川流域＝ (9, 14.6)、錦川流域＝ (5, 21.7)、須々万川流域＝ (5, 5.6)、渋川流域＝ (5, 14)、富田川流域＝ (5, 15.8)、夜市川流域＝ (8, 8.7)、島田川流域＝ (8, 19.8)、西光寺川流域＝ (9, 4.5)、笠野川流域＝ (5, 5.5)、石光川流域＝ (5, 6)</u>

			指定河川 洪水予報 による基 準	島田川水系島田川〔島田〕
--	--	--	---------------------------	--------------

※表面雨量指数は、浸水害発生の危険度を示す指標で、地表面にとどまっている雨水の量を示す指数

第2節 災害情報計画（3-2-10）

第3項 市による措置事項

4 異常現象発見時の措置

(1) 異常現象の種別等

次の異常現象に関する気象予警報が発表されていないときに、当該異常現象を発見した場合、下関地方気象台に通報する。

第4編 災害時の対応

第4章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給

第2節 飲料水の供給

第2項 水道対策（4-4-6）

1 市における対策

(1) ～ (3) 省略

(4) 復旧資材又は復旧作業要員が不足する場合には、県（公社）日本水道協会山口県支部及び他の水道事業者に応援を要請し、早期復旧に努める。

第5章 緊急輸送活動

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定（4-5-1）

1 道路

(1) 県の指定

県は、県庁、広域輸送拠点、市町災害対策本部及び隣接県並びに拠点医療機関と接続し、また、これを補完する道路を緊急輸送道路として指定している。

<指定基準>

①～④省略

⑤ その他主要な道路

市内における指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

第2節 災害情報計画

第3項 市による措置事項

4 異常現象発見時の措置

(1) 異常現象の種別等

次の異常現象に関する気象予警報が発表されていないときに、当該異常現象を発見した場合、下関地方気象台または気象庁本庁に通報する。

第4編 災害時の対応

第4章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給

第2節 飲料水の供給

第2項 水道対策

1 市における対策

(1) ～ (3) 省略

(4) 復旧資材又は復旧作業要員が不足する場合には、県、（公社）日本水道協会山口県支部及び他の水道事業者に応援を要請し、早期復旧に努める。

第5章 緊急輸送活動

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定

1 道路

(1) 県の指定

県は、県庁、広域輸送拠点、市町災害対策本部及び隣接県並びに拠点医療機関と接続し、また、これを補完する道路を緊急輸送道路として指定している。

<指定基準>

①～④省略

⑤ その他主要な道路

市内における指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

道路種別	路線名	管理者	機能区分
高速自動車国道	山陽自動車道	西日本高速道路	
	中国自動車道		
一般国道	2号	国土交通省	第1次緊急輸送道路
	315号	山口県	
	376号		
	434号		第1次／第2次緊急輸送道路
	489号		第1次緊急輸送道路
主要地方道	徳山港線(52)	山口県	
	徳山停車場線(53)		
	新南陽津和野線（3）		
	徳山光線(8)		
	徳山徳地線(9)		
	下松鹿野線(41)		
一般県道	杓島櫛ヶ浜（停）線(170)		第1次緊急輸送道路
	下松新南陽線(347)		第1次／第2次緊急輸送道路
一般市道	遠石馬屋線	周南市	第1次緊急輸送道路
	大迫田代々木線		第2次緊急輸送道路
	徳山港線		
一般市道	遠石江口線	周南市	第2次緊急輸送道路
	柏原線		
	周陽孝田線		
	周陽楠木線		
	岡田原築港線		
	櫛浜久米線		
	乗兼阿弥陀線		

道路種別	路線名	管理者	機能区分
高速自動車国道	中国縦貫自動車道	西日本高速道路	
	山陽自動車道		
一般国道	2号	国土交通省	第1次緊急輸送道路
	315号	山口県	
	376号		
	489号		第1次／第2次緊急輸送道路
	434号		第2次緊急輸送道路
主要地方道	新南陽津和野線（3）	山口県	第1次緊急輸送道路
	徳山港線（52）		
	徳山停車場線(53)		
	下松田布施線（63）		第2次緊急輸送道路
	徳山光線(8)		
	徳山徳地線(9)		
	鹿野吉賀線（12）		
	下松鹿野線(41)		
一般県道	杓島櫛ヶ浜（停）線(170)	第1次緊急輸送道路	
	徳山新南陽線(172)	第2次緊急輸送道路	
	下松新南陽線(347)	第1次緊急輸送道路	
徳山下松線（366）			
一般市道	遠石馬屋線	周南市	第1次緊急輸送道路
	大迫田代々木線		
	徳山停車場線		
	徳山港線		
	柏原線		
	周陽孝田線		
	周陽楠木線		

その他市道	此原埤線		第1次緊急輸送道路
	河東速玉線		第2次緊急輸送道路
	流田線		
	田中3号線		
臨港道路	臨港道路湊町港湾線	山口県	
	臨港道路晴海湾線		
	臨港道路那智港湾線		

第11章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用

第1項 災害救助法による救助の実施（4-11-2）

2 実施機関

(1) ～ (3) 省略

(4) 委任の範囲及び市の実施区分は、次のとおりである。

救助実施内容	実施機関	実施班（課）	県担当部局
6 医療及び助産	県 (市は協力)	[県] 医務班（ <u>医務課</u> ） 【全】 救護班（健康づくり推進課、あんしん子育て室）	健康福祉部

	岡田原築港線		第2次緊急輸送道路
	櫛浜久米線		
	乗兼阿弥陀線		
	<u>宮の前線</u>		
	<u>築港町3号線</u>		
	<u>環状線</u>		
その他市道	此原埤線		第1次緊急輸送道路
	桶川線		第2次緊急輸送道路
	流田線		
	田中3号線		
	<u>清水二丁目1号線</u>		
臨港道路	<u>臨港道路末武港湾線</u>	山口県	第1次緊急輸送道路
	臨港道路港町港湾線		第2次緊急輸送道路
	臨港道路那智港湾線		

第11章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用

第1項 災害救助法による救助の実施

2 実施機関

(1) ～ (3) 省略

(4) 委任の範囲及び市の実施区分は、次のとおりである。

救助実施内容	実施機関	実施班（課）	県担当部局
6 医療及び助産	県 (市は協力)	[県] 医務班（ <u>医療政策課・医務保険課</u> ） 【全】 救護班（健康づくり推進課、あんしん子育て推進課）	健康福祉部

第6編 復旧・復興

第1章 被災者の生活再建

第1節 被災者の生活確保

第8項 被災者等に対する援護措置（6-1-8）

1 市

市内において発生した災害に係る被災者等に対して、「周南市災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。

対象となる事項	金 額
住家の全壊、全焼	1 世帯につき 50,000 円
住家の半壊又は半焼	1 世帯につき 30,000 円
死亡	死亡者 1 人につき 100,000 円

※担当【全】地域福祉課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

※参考資料 … 周南市災害見舞金支給要綱〔資料編 13-9〕

第9項 被災者の生活再建支援金の支給（6-1-10）

4 山口県被災者生活再建支援金支給事業（県制度）

県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が1以上ある自然災害において、被災者生活再建支援制度（国制度）の対象となる被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、国制度による支援を受けられない世帯に対して、国制度と同額（「中規模半壊世帯」を除く）の支援を行う（負担割合 県1/2、市1/2）。

第12項 その他の生活支援（6-1-11）

1 物価安定対策

(1) 相談体制

- 被災者総合相談窓口及び消費生活センターにおいて、県民からの苦情、相談に対応する。
- 売り惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認の上、不当な行為については、是正勧告を行う

第6編 復旧・復興

第1章 被災者の生活再建

第1節 被災者の生活確保

第8項 被災者等に対する援護措置

1 市

市内において発生した災害に係る被災者等に対して、「周南市災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。

対象となる事項	金 額
<u>死亡者</u>	<u>1 人につき 100,000 円</u>
<u>重傷者</u>	<u>1 人につき 20,000 円</u>
住家の全壊、全焼 <u>又は滅失</u>	1 世帯につき 50,000 円
住家の半壊又は半焼	1 世帯につき 30,000 円
<u>住家の床上浸水</u>	<u>1 世帯につき 15,000 円</u>

※担当【全】地域福祉課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

※参考資料 … 周南市災害見舞金支給要綱〔資料編 13-9〕

第9項 被災者の生活再建支援金の支給

4 山口県被災者生活再建支援金支給事業（県制度）

県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が1以上ある自然災害において、被災者生活再建支援制度（国制度）の対象となる被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、国制度による支援を受けられない世帯に対して、国制度と同額の支援を行う（負担割合 県1/2、市1/2）。

第12項 その他の生活支援

1 物価安定対策

(1) 相談体制

- 被災者総合相談窓口及び消費生活センターにおいて、市民からの苦情、相談に対応する。
- 売り惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認の上、不当な行為については、県に是正指導の要請を行う

第7編 雪害及びその他の災害対策

第2章 産業災害対策

第1節 化学工場等災害対策

第8項 化学消火剤共同備蓄会（7-2-7）

消防本部及び関係企業は、周南地区において危険物火災、その他特殊火災の消火を有効適切に行うため、化学消火剤共同備蓄規約等を定めている。

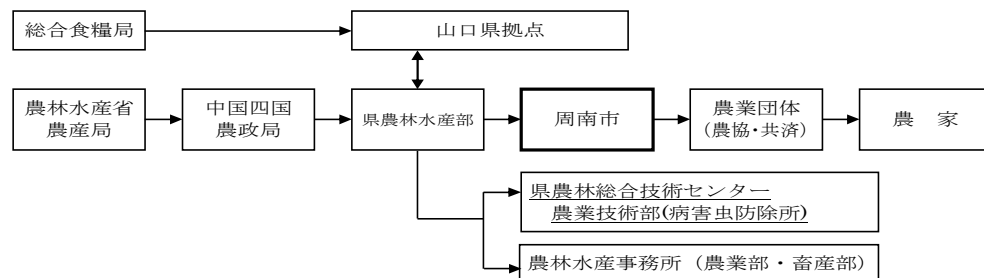
※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

※参考資料 … 周南地区化学消火剤共同備蓄会規約〔資料編8-8〕

第3節 農産物対策

第1項 関係機関（7-2-11）

農産物対策全般の実施系統は、次のとおり。



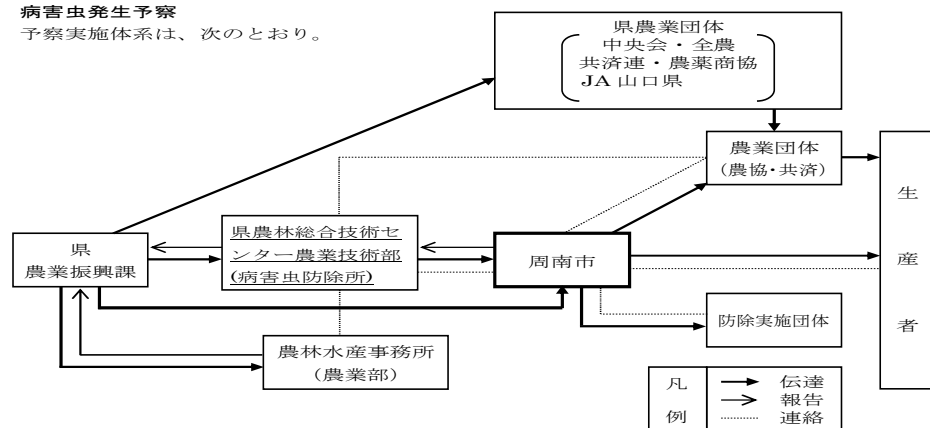
※担当【全】農林課

【熊】【鹿】産業土木課

第2項 病虫害予防対策（植物防疫法）（7-2-12）

1 病虫害発生予察

予察実施体系は、次のとおり。



第7編 雪害及びその他の災害対策

第2章 産業災害対策

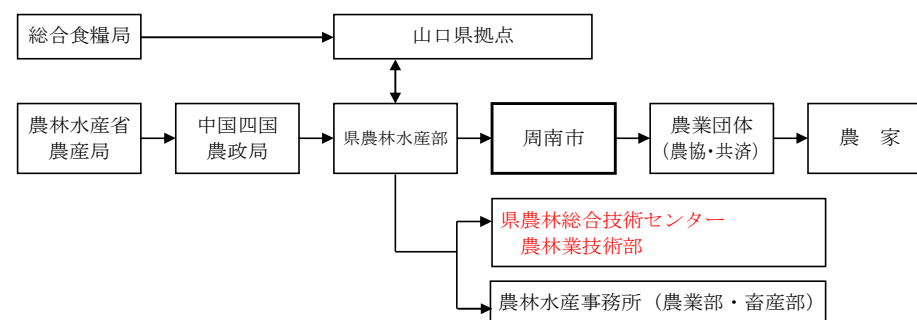
第1節 化学工場等災害対策

第8項 削除

第3節 農産物対策

第1項 関係機関

農産物対策全般の実施系統は、次のとおり。



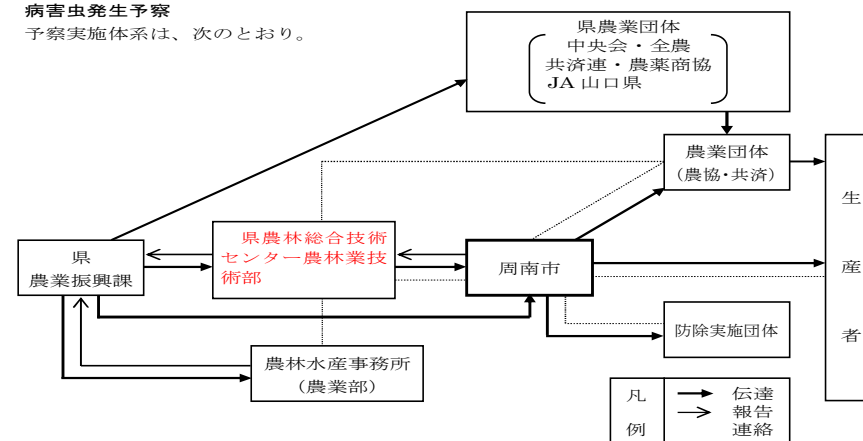
※担当【全】農林課

【熊】【鹿】産業土木課

第2項 病虫害予防対策（植物防疫法）

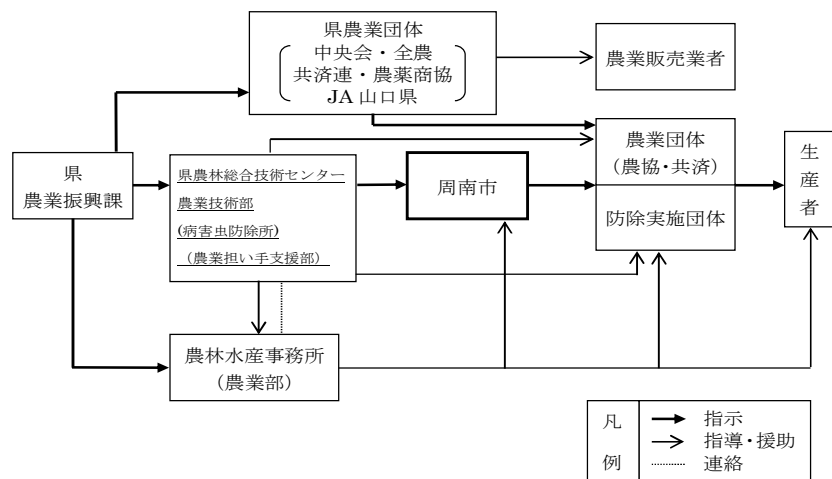
1 病虫害発生予察

予察実施体系は、次のとおり。



2 県の防除体制

(3) 病虫害防除対策実施体系図 (7-2-13)



4節 家畜管理対策

第1項 実施機関 (7-2-14)

1 実施機関及び関係機関

- (1) 被災地における家畜伝染病予防対策は、柳井農林水産事務所（山口県東部家畜保健衛生所）を中心とする地区家畜防疫対策協議会が実施する。

第2項 家畜伝染病予防対策（家畜伝染病予防法）(7-2-15)

1 組織

- (1) 柳井農林水産事務所（山口県東部家畜保健衛生所）

第3章 交通災害対策

第1節 海上災害対策

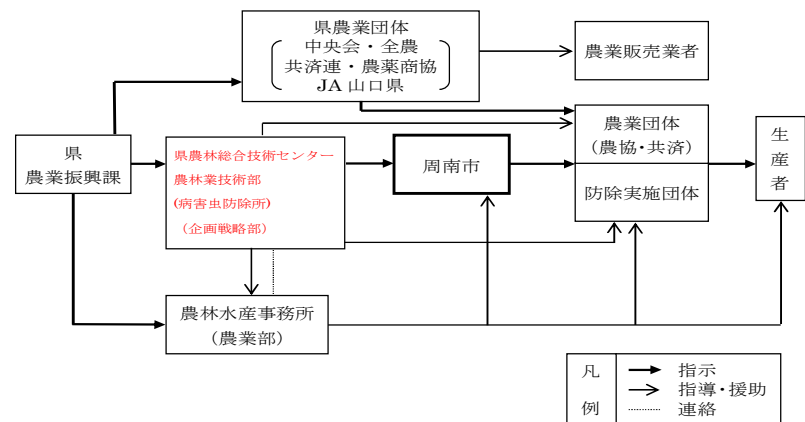
第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策 (7-3-7)

3 応援協力関係

- (1) ～ (4) 省略
(5) 化学消火剤協同備蓄に関する協定

2 県の防除体制

(3) 病虫害防除対策実施体系図



第4節 家畜管理対策

第1項 実施機関

第1項 実施機関

1 実施機関及び関係機関

- (1) 被災地における家畜伝染病予防対策は、周南農林水産事務所（山口県東部家畜保健衛生所）を中心とする地区家畜防疫対策協議会が実施する。

第2項 家畜伝染病予防対策（家畜伝染病予防法）

1 組織

- (1) 周南農林水産事務所（山口県東部家畜保健衛生所）

第3章 交通災害対策

第1節 海上災害対策

第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

3 応援協力関係

- (1) ～ (4) 省略
(5) 削除

危険物火災、その他の特殊火災発生時に消火活動が有効適切に行えるよう、消防機関、関係企業からなる周南地区化学消火剤共同備蓄協議会を設置し、会則を設け、消火剤の共同購入、備蓄等を行っている。

※参考資料 … 周南地区化学消火剤共同備蓄会規約〔資料編 8-8〕

【震災対策編】

第2編 平常時からの備え

第6章 建築物・公共土木施設等の耐震化

第4節 河川、海岸、港湾、漁港、砂防及び治山施設等の耐震性の確保

第5項 治山施設（2-6-6）

1 山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地

土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面の早期緑化を図り、山腹崩壊による被害を未然に防する。

第7項 ため池

地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統などを推進するものとする。

【震災対策編】

第2編 平常時からの備え

第6章 建築物・公共土木施設等の耐震化

第4節 河川、海岸、港湾、漁港、砂防及び治山施設等の耐震性の確保

第5項 治山施設

1 山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地

土留工の施工や、山腹斜面の早期緑化等を図り、山腹崩壊による被害を未然に防する。

第7項 ため池

地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知する。また、老朽化したため池については、順次、改修や廃止を進めて行く。

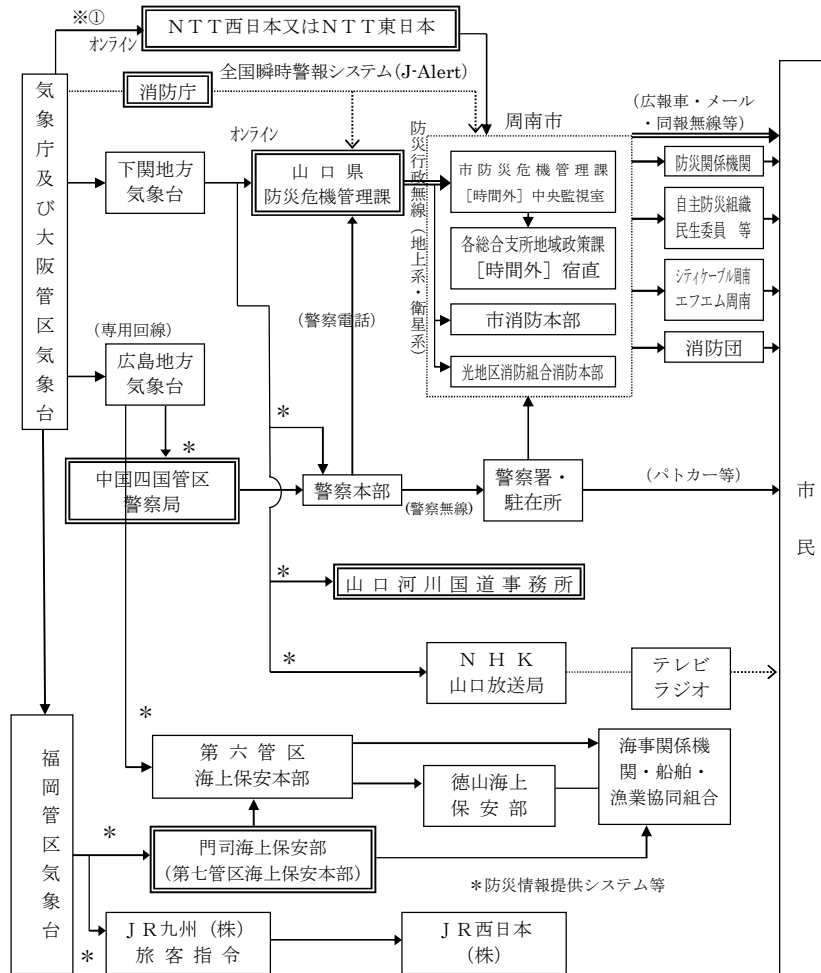
第3編 災害発生に備える

第2章 災害情報の収集・伝達

第1節 災害情報計画

第1項 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達 (3-2-2)

＜気象台からの大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報伝達系統図＞



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、特別警報発表時、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

※① 気象業務法施行令第8条の規定により地震に関する情報を除く

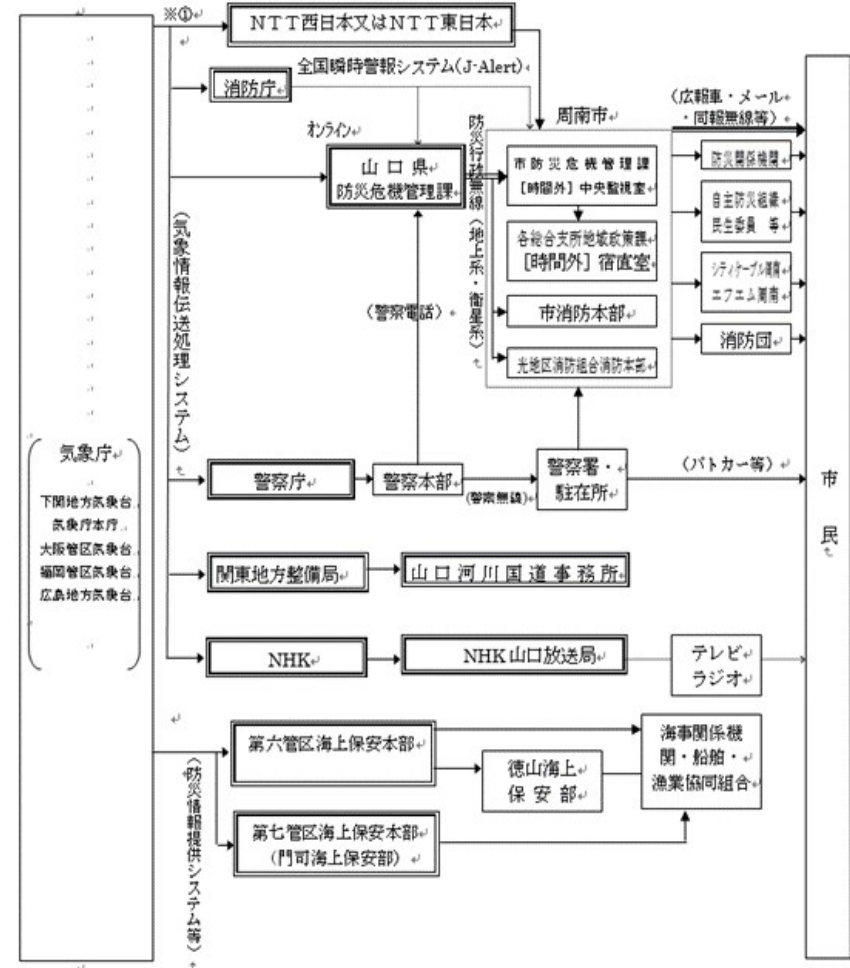
第3編 災害発生に備える

第2章 災害情報の収集・伝達

第1節 災害情報計画

第1項 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達

＜気象台からの大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報伝達系統図＞



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、特別警報発表時、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

※① 気象業務法施行令第8条の規定により地震に関する情報を除く

第2項 関係機関による措置事項(3-2-6)

1 気象台の措置事項

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達

⑤ 地震情報の種類とその内容

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。

情報の種類	発表基準	内 容
震源・震度に関する情報	以下のいずれかの場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動予想 ・緊急地震速報を発表	震源やその規模、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合はその市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、震源やその規模を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合はその地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
遠隔地地震に関する情報	国外発生地震について以下のいずれかの場合 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で大規模な地震を観測した場合	地震の発生時刻、震源やその規模を、概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

第2項 関係機関による措置事項

1 気象台の措置事項

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達

⑤ 地震情報の種類とその内容

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している

情報の種類	発表基準	内 容
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
遠隔地地震に関する情報	国外発生地震について以下のいずれかの場合 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で大規模な地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	地震の発生時刻、震源やその規模を、概ね30分以内に発表※。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表

2 市の措置事項（3-2-9） （2）近地地震・津波に対する自衛措置 ①～②省略 ③ 市長は、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができないとき、<u>及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなったときは</u>、気象業務法施行令第8条の規定に基づき、「津波警報」を<u>発表</u>する。 （3）異常現象の通報 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた場合、又は自ら知ったときは、直ちに県（防災危機管理課）、防災関係機関、下関地方気象台に通報する。 第5章 水防・消防・危険物等の対策 第1節 水防活動体制の確立 第2項 水防活動 （3-5-2） 2 応急対策活動 （5）農業用施設の応急措置 各施設の管理者は、ため池、水門、樋門、<u>防潮堤等</u>の被害状況を確認し、被害の拡大、二次災害を防止するため、自ら応急措置を実施するとともに、関係機関に応援協力を要請し、必要な対策を講じる。	2 市の措置事項 （2）近地地震・津波に対する自衛措置 ①～②省略 ③ 市長は、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない<u>状況にあるときは</u>、気象業務法施行令<u>第 10 条の規定に基づき</u>、「津波警報」を発表する<u>ことができる。</u> （3）異常現象の通報 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた場合、又は自ら知ったときは、直ちに県（防災危機管理課）、防災関係機関、下関地方気象台または<u>気象庁本庁</u>に通報する。 第5章 水防・消防・危険物等の対策 第1節 水防活動体制の確立 第2項 水防活動 2 応急対策活動 （5）農業用施設の応急措置 各施設の管理者は、ため池、水門、樋門の被害状況を確認し、被害の拡大、二次災害を防止するため、自ら応急措置を実施するとともに、関係機関に応援協力を要請し、必要な対策を講じる。
--	--

3 市の機構改革に伴うもの
本編

第3編 災害発生に備える

第1章 市の体制

第3節 市の備災活動

〔別表1-4〕(3-1-17)

別表1-4

4 市災害対策本部組織



3 市の機構改革に伴うもの
本編

第3編 災害発生に備える

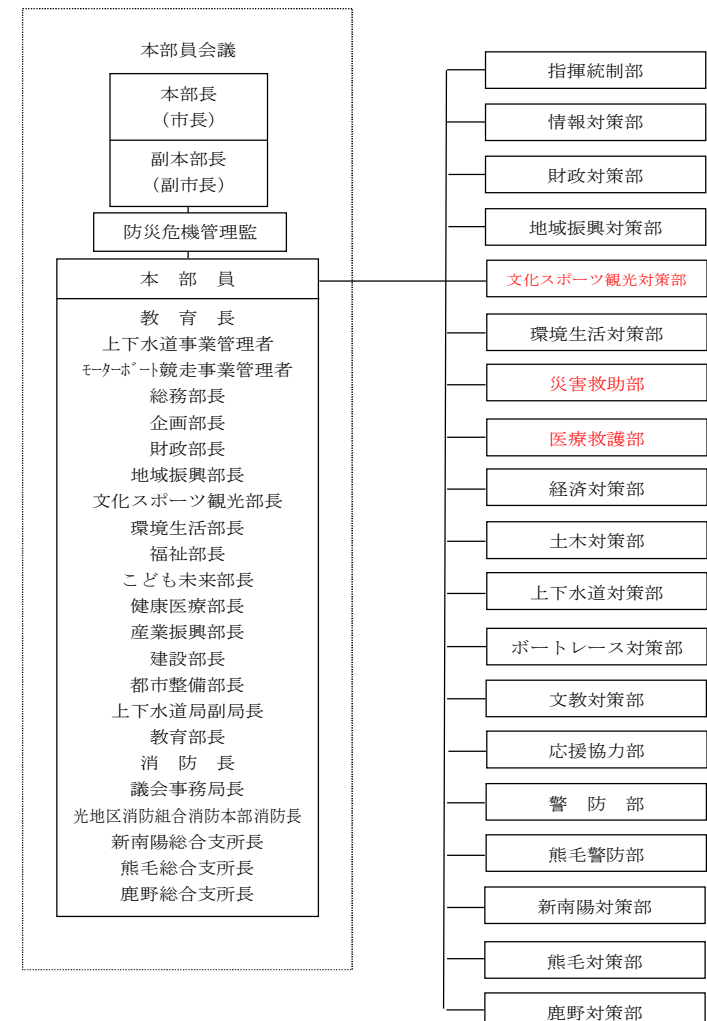
第1章 市の体制

第3節 市の備災活動

〔別表1-4〕

別表1-4

4 市災害対策本部組織



5 市の業務分掌

別表1-5

班の編成及び所掌事務は、次のとおりとする。なお、災害対策本部が設置されていないときであっても、次の所掌事務にしたがって、防災対策を実施する。

部 (部長)	班 (班 長)	担当課	班 の 所 掌 事 務
指揮統制部 (総務部長) (副:建設部長)	本部各班 ・指揮統制班 ・調整班 ・応援班 ・地域班 ・避難所運営班 (防災危機管理課長)	防災危機管理課 総務課、法務 コンプライアンス課、人事課 及び第 1～第 6 応援班	1 ～21 省略
情報対策部 (シティネットワーク推進部長) (副:企画部長)	情報提供班 (広報戦略課長)	スマートシティ推進課 広報戦略課 市民の声を聞く課 シティプロモーション課	1 ～3 省略 4 災害に関する公聴活動に関する と 5 ～8 省略

5 市の業務分掌

別表1-5

班の編成及び所掌事務は、次のとおりとする。なお、災害対策本部が設置されていないときであっても、次の所掌事務にしたがって、防災対策を実施する。

部 (部長)	班 (班 長)	担当課	班 の 所 掌 事 務
指揮統制部 (総務部長) (副:建設部長)	本部各班 ・指揮統制班 ・調整班 ・応援班 ・地域班 ・避難所運営班 ・ドローン活動班 (防災危機管理課長)	防災危機管理課 総務課、法務 コンプライアンス課、人事課、 <u>施設マネジメント課</u> 及び第 1～第 <u>5</u> 応援班	1～21 省略 22 ドローンを活用した災害対応に関すること
情報対策部 <u>企画部長</u>	情報提供班 (<u>広報広聴課長</u>)	スマートシティ推進課 <u>広報広聴課</u>	1 市民への災害情報及び活動状況の周知に関すること 2 災害情報及び災害応急対策に係わる報道機関への連絡に関すること 3 避難活動の広報に関すること 4 災害写真の撮影及び収集に関すること 5 インターネットによる情報収集に関すること 6 庁内情報体制の復旧及び維持に関すること 7 他部、部内各班の応援に関すること

地域振興対策部 (地域振興部長)	<u>出先施設班</u> (<u>文化スポーツ課長</u>)	<u>文化スポーツ課</u>	<u>1 各所管施設の被害状況調査及び 応急復旧に関すること</u> <u>2 避難所(スポーツ施設)の開設運営 に関すること</u>	地域振興対策部 (地域振興部長)	市民生活班 (地域づくり推進課長)	地域づくり推進課 <u>移住交流推進課</u>	1 各所管施設の被害状況調査及び 応急復旧に関すること 2 避難所(市民センター単独館)の運営 に関すること	
	市民生活班 (地域づくり推進課長)	地域づくり推進課 <u>観光交流課</u>	1 各所管施設の被害状況調査及び 応急復旧に関すること 2 避難所(市民センター単独館)の運営 に関すること 3 外国人の相談窓口に関すること		<u>文化スポーツ観光対策部</u> (<u>文化スポーツ観光部長</u>)	<u>文化施設班</u> (<u>文化振興課長</u>)	<u>文化振興課</u>	1 各所管施設の被害状況調査及び 応急復旧に関すること <u>2 避難所(文化施設)の開設運営 に関すること</u>
	<u>動物園班</u> (<u>動物園長</u>)	<u>動物園</u>	<u>1 動物園施設及び施設内における 被害状況調査及び応急復旧に関する こと</u> <u>2 来場者の安全確保及び避難対策 に関すること</u> <u>3 動物園施設の応急対策に関する こと</u>		<u>スポーツ施設班</u> (<u>スポーツ振興課長</u>)	<u>スポーツ振興課</u>	1 各所管施設の被害状況調査及び 応急復旧に関すること <u>2 避難所(スポーツ施設)の開設運 営に関すること</u>	
					<u>観光施設班</u> (<u>観光振興課長</u>)	<u>観光振興課</u>	1 各所管施設の被害状況調査及び 応急復旧に関すること <u>2 避難所(観光施設)の開設運営 に関すること</u> <u>3 外国人の相談窓口に関すること</u>	
					動物園班 (動物園長)	動物園	1 動物園施設及び施設内におけ る被害状況調査及び応急復旧に 関すること 2 来場者の安全確保及び避難対 策に関すること 3 動物園施設の応急対策に関す ること	

	災害救助部 (<u>こども・福祉部長</u>) (<u>副:健康医療部長</u>)	要配慮者支援班 (高齢者支援課長)	高齢者支援課 障害者支援課 地域福祉課	1 災害時要配慮者の被害状況の調査並びに避難所への保護に関する こと 2 福祉施設入所者の避難に関する こと 3 災害時要配慮被災者受入れのため の各施設との連絡調整に関する こと 4 福祉施設の被害状況調査及び応 急復旧に関する こと 5 被災者の移送、収容保護に関する こと		災害救助部 (<u>福祉部長</u>) (<u>副:こども未来部長</u>)	要配慮者支援班 (高齢者支援課長)	高齢者支援課 障害者支援課 地域福祉課 <u>指導監査課</u>	1 災害時要配慮者の被害状況の調査並びに避難所への保護に関する こと 2 福祉施設入所者の避難に関する こと 3 災害時要配慮被災者受入れのため の各施設との連絡調整に関する こと 4 福祉施設の被害状況調査及び 応急復旧に関する こと 5 被災者の移送、収容保護に関する こと
	<u>次世代政策班</u> (<u>次世代政策課長</u>)	<u>次世代政策課</u> <u>こども支援課</u>	1 課の災害対策関連事務の処理に関する こと 2 保育所、幼稚園及び認定こども園園児 の安全確保及び避難対策に関する こと 3 所管施設の被害状況の調査及び 応急復旧に関する こと	<u>こども班</u> <u>こども保育課長</u>		<u>こども保育課</u> <u>子育て給付課</u>	1 課の災害対策関連事務の処理に関する こと 2 保育所、幼稚園及び認定こども園園児 の安全確保及び避難対策に関する こと 3 所管施設の被害状況の調査及び 応急復旧に関する こと		
	救護班 <u>保健活動班</u> (<u>健康づくり推進課長</u>) (<u>あんしん子育て室長</u>)	健康づくり推進課 <u>あんしん子育て室</u> <u>全保健師</u>	1 被災者の保健対策に関する こと 2 医療機関との連絡調整に関する こと 3 医療救護所の運営に関する こと 4 要配慮者の情報収集に関する こと	<u>保健活動班</u> (<u>統括保健師</u>)		<u>あんしん子育て推進課</u> <u>全保健師</u>	1 <u>被災者の保健対策に関する</u>		
						<u>医療救護部</u> (<u>健康医療部長</u>)	<u>救護班</u> (<u>健康づくり推進課長</u>)	<u>健康づくり推進課</u>	1 <u>医療機関との連絡調整に関する</u> 2 <u>医療救護所の運営に関する</u> 3 <u>要配慮者の情報収集に関する</u> <u>こと</u>

	地域医療班 (地域医療課長)	地域医療課 病院管理室 (鹿野診療所) <u>指導監査室</u>	1～5 省略		地域医療班 (地域医療課長)	地域医療課 (鹿野診療所) <u>病院管理課</u> <u>指導監査課</u>	1～5 省略
経済対策部 (産業振興部長)	農林班 (農林課長)	<u>農林課</u>	1～9 省略	経済対策部 (産業振興部長)	農林班 <u>(農林整備課長)</u>	農業振興課 農林整備課	1～9 省略
	水産班 (水産課長)	<u>水産課</u> (水産物市場を除く)	1～4 省略		水産班 <u>(水産振興課長)</u>	水産振興課 (水産物市場を除く)	1～4 省略
	地方卸売市場班 (地方卸売市場長)	地方卸売市場 <u>水産課</u> (水産物市場)	1～2 省略		地方卸売市場班 (地方卸売市場長)	地方卸売市場 <u>水産振興課</u> (水産物市場)	1～2 省略
	第5応援班 (中心市街地活性化推進課長)	中心市街地活性化推進課	1 <u>他部、部内各班の応援に関する</u> <u>こと</u>		<u>中心市街地班</u> (中心市街地活性化推進課長)	中心市街地活性化推進課	1 <u>所管施設の被害状況調査及び</u> <u>応急復旧に関すること</u>
土木対策部 (都市整備部長)	土木港湾班 (道路課長)	道路課 河川港湾課	1～9 省略	土木対策部 (都市整備部長)	土木港湾班 (道路課長)	道路課 河川港湾課	1～9 省略 <u>10 ドローンを活用した災害対応</u> <u>に関すること</u>

(都市整備部長)	建築指導班 (建築指導課長)	建築指導課	1 被災 <u>宅地</u> の危険度判定に関する こと 2 被災 <u>建築物</u> の危険度判定に関する こと 3～4 省略			建築指導班 (建築指導課長)	建築指導課	1 被災 <u>建築物</u> の危険度判定に関する こと 2 被災 <u>宅地</u> の危険度判定に関する こと 3～4 省略	
応援協力部 (議会事務局 長)	第6応援班 (議会事務局 長)	議会事務局 選挙管理委員会 事務局 監査委員会事務局 農業委員会事務局	1 他部、部内各班の応援に関する こと	応援協力部 (議会事務局 長)	第5応援班 (議会事務局 長)	議会事務局 選挙管理委員会 事務局 監査委員会事務局 農業委員会事務局	1 他部、部内各班の応援に関する こと		
警防部 (消防長)	警防班 (警防課長)	警防課	1 ～7 省略	警防部 (消防長)	警防班 (警防課長)	警防課	1～7 省略 8 ドローンを活用した災害対応に 関すること		
新南陽対策 部 (新南陽総合 支所長)	市民生活・救 助班 (市民福祉課 長)	市民福祉課 (市民相談室)	1 ～6 省略 7 災害救助部 <u>要支援者対策</u> 班、救 助班との連 携に関する こと 8 災害時 <u>要支援者</u> の被害状況の調 査並びに避難所への保護に関する こと 9 福祉施設入所者の避難に関する こと 10 災害時 <u>要支援</u> 被災者の受入れ のための各施設との連絡調整に 関すること 11～18 省略	新南陽対策 部 (新南陽総合 支所長)	市民生活・ 救助班 (市民福祉 課長)	市民福祉課 (市民相談 室)	1 ～6 省略 7 災害救助部 <u>要配慮者支援</u> 班、 救助班との連携に関する こと 8 災害時 <u>要配慮者</u> の被害状況の 調査並びに避難所への保護に 関すること 9 福祉施設入所者の避難に 関すること 10 災害時 <u>要配慮</u> 被災者の受 入れのための各施設との連絡 調整に 関すること 11～18 省略		

熊毛対策部 (熊毛総合支 所長)	市民生活・救 助班 (市民福祉課 長)	市民福祉課 (市民相談室)	1～12 省略 13 災害救助部 <u>要支援者</u> 対策班、 救助班との連携に関すること 14 災害時 <u>要支援者</u> の被害状況の 調査並びに避難所への保護に関す ること 15 福祉施設入所者の避難に関す ること 16 災害時 <u>要支援</u> 被災者の受入れ のための各施設との連絡調整に関 すること 17～24 省略	熊毛対策部 (熊毛総合支 所長)	市民生活・ 救助班 (市民福祉 課長)	市民福祉課 (市民相談 室)	1～12 省略 13 災害救助部 <u>要配慮者</u> <u>支援</u> 班、救助班との連携に関すること 14 災害時 <u>要配慮者</u> の被害状況 の調査並びに避難所への保護に 関すること 15 福祉施設入所者の避難に関 すること 16 災害時 <u>要配慮</u> 被災者の受入 れのための各施設との連絡調整 に関すること 17 ～24 省略
鹿野対策部 (鹿野総合支 所長)	市民生活・救 助班 (市民福祉課 長)	市民福祉課 (市民相談室)	1～12 省略 13 災害救助部 <u>要支援者</u> 対策班、 救助班との連携に関すること 14 災害時 <u>要支援者</u> の被害状況の 調査並びに避難所への保護に関す ること 15 福祉施設入所者の避難に関す ること 16 災害時 <u>要支援</u> 被災者の受入れ のための各施設との連絡調整に関 すること 17～24 省略	鹿野対策部 (鹿野総合支 所長)	市民生活・ 救助班 (市民福祉 課長)	市民福祉課 (市民相談 室)	1 ～12 省略 13 災害救助部 <u>要配慮者</u> <u>支援</u> 班、救助班との連携に関すること 14 災害時 <u>要配慮者</u> の被害状況 の調査並びに避難所への保護に 関すること 15 福祉施設入所者の避難に関 すること 16 災害時 <u>要配慮</u> 被災者の受入 れのための各施設との連絡調整 に関すること 17 ～24 省略